

千葉県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年1月11日

千葉市長 神谷俊一

(変更)

	施 術 者		施 術 所		変更年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	平野 航太	(省略)	エーススポーツ 接骨院	東京都江戸川区 東小岩 1-9-9- 101	令和4年12月1日
変更後			わっふ接骨院	千葉県八千代市 八千代台北 1-2- 2 シンシア壺 番館 102	
	高田 由貴子	(省略)	レイス治療院	千葉市花見川区 幕張町 5-417-92 グランデコモド 101	令和4年12月22日
変更後			在宅マッサージ 株式会社アメリ ティーサービス 鍼灸マッサージ 治療院	千葉市中央区南 町 2-17-9-201	
	日暮 久美子	(省略)	フレアス在宅マ ッサージ千葉中 央事業所	千葉市中央区新 田町 7-7 ジェ イグランデⅢ 4 A号室	令和5年1月1日
変更後			手二花治療院	千葉市緑区おゆ み野南 2-24-4	